青森県訓令甲第十二号

訓

号外第九十八号

令和四年 十二月十六日 (金曜日)

○技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令……(人

事

課

訓

令

目

次

議

숲

○青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規 人事委員会 (調 査 課 : 四

○人事委員会規則七―三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) 事

○人事委員会規則七一八○ (期末手当及び勤勉手当) の一部 務

同

局

:

各 庁 出 中 関 般

先 機

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十二月十六日

青森県知事 三 村 申

吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 一部を次のように改正する。 技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の

する場合には百分の百」に改める。 第八条中「百分の九十」を「六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条、第五条、附則第六項関係)

技 笳 棗 쏾 箈 <u> 195</u> 表

	区刀	職区国内の
30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 3	号給	職務の殺
136.200 137.100 138.100 141.000 142.000 143.800 144.800 145.800 147.700 148.700 149.800 151.800 155.700 155.700 155.800 155.800 166.800 167.400 168.800	給料月額	1 級
187.400 191.300 191.300 192.300 195.200 195.200 196.500 197.900 201.200 202.400 203.500 204.600 205.700 206.600 207.700 208.700 211.700 211.800 211.800 211.800 211.800 211.800 211.800 211.800 211.800 211.800 211.800 211.800 211.800	給料月額	2 級
208,500 209,700 211,100 211,300 211,300 211,00	給料月額	3 級
254.100 255.300 257.400 257.400 257.400 259.300 259.300 262.200 262.200 263.800 264.700 265.700 267.500 277.500 277.500 277.300	給料月額	4 級
281,000 282,900 284,500 286,200 286,200 286,200 290,600 291,800 293,300 296,800 301,700 301,700 304,800 304,800 307,900 301,700 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200 311,200	給料月額	5 級

再職外具任員の任具の用以職	
883373737372726866666666666587357555464444444444444444444444444444444	28888888844
187,200 188,500 191,400 192,700 194,100 195,500 196,800 197,900 201,300 203,300 204,400 207,400 208,400 209,500 211,300 211,300 211,300 211,300 212,200 213,600 215,400 215,400 216,400 217,400 218,700 218,700 219,500 218,700 219,500 219,500	170,300 171,800 173,100 174,800 176,500 178,200 181,300 184,500
230, 200 231, 200 233, 100 233, 100 233, 300 234, 300 241, 300 241	220,100 220,900 221,500 222,500 223,600 224,700 225,200 227,400 228,400 228,400 229,200
255, 700 258, 900 259, 600 261, 700 261, 700 261, 700 263, 700 263, 700 263, 700 263, 700 271, 800 271, 800 271, 800 271, 800 271, 800 271, 900 271, 900 271	245,200 246,300 247,400 249,500 251,600 252,500 253,500 255,500
291,000 293,500 294,200 295,100 296,000 296,000 297,600 298,200 299,700 301,800 302,500 303,200 304,700 305,400 307,400 307,400 308,600 309,700 311,800 311,800 311,800 314,200 314,500 315,400	282,100 283,100 284,700 286,700 288,200 289,100 290,000
337,000 339,600 341,500 341,500 341,500 345,300 347,000 349,400 350,100 351,600 351,600 357,500 357,500 357,500 358,400 358,400 351,800 351,800 351,800 351,800 351,800 351,800	326,000 327,200 328,300 329,200 331,400 331,400 334,600 335,600
94 95 96 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97	382888888888888888888888888888888888888
225,500 225,500 226,500 226,500 227,700 228,100 228,500 228,500 231,500 231,500 232,400 233,600 233,600 233,600 233,600 233,600 233,600 233,600 233,600	220,300 221,000 221,500 221,500 221,900 222,300 223,400 223,400 223,400 224,400 224,400
261,700 261,400 261,700 261,700 262,200 263,200 263,200 264,200 264,200 264,200 264,200 264,200 264,200 264,200 264,200 265,300 265,300 266,300 266,300 267,300 268,300 268,300 268,300 269,300 270,300 270,300	257,800 258,100 258,400 258,600 259,400 259,400 259,400 260,200 260,200
295.200 296.200 297.400 297.400 297.400 297.400 297.500 301.500 301.500 302.400 302.400 302.400 303.200 304.200 304.200 305.200 306.500 307.200 307.200	289.900 290.400 290.900 291.300 291.500 292.500 293.400 293.400 294.400 294.400
318.700 319.000 319.300 319.500 320.500 321.500 321.700 322.500 322.500 322.500	315,700 316,000 316,300 316,500 317,200 317,400 317,600 317,600 318,200

61

62

63 に、

70

82

85

を

に改める。

別		
別表第六中	再任用 職員	
第	<u> </u>	
六		
中		
57 57 57 57 58 58 58 58 58 59 59 59 59 60 60 61		133 134 135 136 137
57		
57		
57	-	
58	93	
58	193,600	
58	0	
58		
59		
59	204,700	271,100 271,300 271,600 271,600 271,900 272,100
59	4.	1,3
59	700	
60		
60		
61	22	ವ
を「	223,200	307,900
56 57 57 57 57 57 57 58 58 58		
57		
57		
57		
57	1	
57		
58		
58		
58		
58 58		
58	I	
59		
59		

_ 59			
59 59	Ell		
	別表第六中	再任用 職員	
1	公	任員	
ĸ	分上	田	
	\frac{1}{4}		
49	甲		
42			137
43	57		7
44	57		
45	57		
45	57	<u> </u>	
46	58	193,600	
46	58	,6(
47	58	\sim	
42 43 44 45 45 46 46 47 47 48 48 49 50	58		
48	59		
48	59	20	27
49	59	4.	2,
50	59	204,700	272,100
, <u> </u>	57 57 57 57 58 58 58 58 58 59 59 59 59 60 60 61	0	0
を	60		
\neg	61	N 2	
41	_	223,200	
42	を	5,2	
42	\neg	8	
43	56		
43	57		
44	57		
44	57		
45	57		
46	57	1	
47	58		
48	58		
49	58		
41 42 42 43 43 44 44 45 46 47 48 49 50	58		
	58	1	
Ę	50	'	
<i>'</i> -	57 57 57 57 57 57 58 58 58 58 58 58 58 59		
	J 33		

121 121		を
121 15		53 54 54 54 55 55 56 56 56 57 57 58 58 59
` _	_	54 54
53		55
53 54 55 56 58 60		55
55		55
56		56
58		56
60		56
62		57
		57
を		58
_	٦ -	58
54		59
56		59
54 56 58 60		
60		に

改める。

54

54 55 55

58 58

58 59 59

59 60

	\neg
107	
107 112 117 121 121	
117	
121	
121	
_	
に	
`	
53	
54	
55	
56	
53 54 55 56 58 60 62	
60	
62	
を	
54	
54 56 58 60	
58	
60	

別表第七中

106 110 114

118 120

を

(. 3) 1
の百」を「百分の九十五」に改める。	第八条中「六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分	第二条 技能職員等の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日等)

- 1 日から施行する。 この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一
- 程」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する 第一条の規定による改正後の技能職員等の給与に関する規程 (以下「改正後の規

2

3

(令和四年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給

下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることと る号給は、知事の定めるところによる。 ち、知事の定める職員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日におけ なった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のう での間において、第一条の規定による改正前の技能職員等の給与に関する規程(以 令和四年四月一日からこの訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日ま

(施行日から令和五年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整

4

- とができる。 は、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該 の受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給について り、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はそ 必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うこ 適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上 施行日から令和五年三月三十一日までの間において、改正後の規程の規定によ
- (給与の内払)
- 5 む。)の内払とみなす。 項及び第八項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の規程の規定 による給与(平成二十一年改正訓令附則第七項及び第八項の規定による給料を含 支給された給与(技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成二十 一年三月青森県訓令甲第九号。以下「平成二十一年改正訓令」という。)附則第七 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて

施行事項

る。

6 前三項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、 知事が定め

議

青森県議会告示第二号

青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十二月十六日

青森県議会議長

青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

青森県政務活動費の交付に関する規程(平成十三年三月青森県議会告示第一号) の

第二条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

部を次のように改正する。

6 条例第八条第三項の収支報告書等訂正届は、第八号様式によるものとする。

7 添付するものとする。 収支報告書等訂正届には、 既に提出した収支報告書等の訂正箇所がわかる書面を

項又は第三項から前項まで」を「前四項」に改め、 三項を第二項とし、第四項を第三項とし、 項を同条第六項とする。 第三条第一項中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、 第五項を第四項とし、 同項を同条第五項とし、 同条中第二項を削り、 同条第六項中「第一 同条第七

青

森

県

第一号様式中「青森県議会議員 に改め、 同様式の注の1を削り、 天 名 印」や「青森県議会議員 同注の2を同様式の注と

第二号様式中 「青森県議会議員 天

を「青森県議会議員

第八号様式を第九号様式とし、第七号様式の次に次の一様式を加える。

 \equiv 橋 \equiv

青森県政務活動費の交付に関する条例第8条第3項の規定により、 年 月日付けで提出した 年度政務活動費収支報告書等について、下記のとおり訂正します。

訂正する文書 訂正箇所

第8号様式 (第2条関係)

年

回

泗

森県議会議長

青森県議会議員

 \mathbb{R}

囟

年度政務活動費に係る収支報告書等訂正届

則

する。

別表第七の海事職給料表昇格時号給対応表中

26

32 33

34

に改める。

を

47

54

55

に改める。

附 則

この規程は、 公布の日から施行する。

事 委 員

会

ここに公布する。 人事委員会規則七—三九(初任給、 昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則を

令和四年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄

人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規

 $\begin{array}{r}
 \hline
 31 \\
 \hline
 32 \\
 \hline
 32 \\
 \hline
 32 \\
 \hline
 33 \\
 \hline
 33 \\
 \hline
 33 \\
 \hline
 34 \\
 \hline
 34 \\
 \hline
 35 \\
 \hline
 36 \\
 \hline
 37 \\
 \hline
 38 \\
 38 \\
 \hline
 38 \\
 \hline$

に改める。

人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正

に、

49

50

34

36

37 37

38

を

別表第七の教育職給料表□昇格時号給対応表中

に、

_
22
22 22 23 23 24 24 24 25
23
23
24
24
25
25 26
26
26
27 27 28
27
28

別表第七の教育職給料表□昇格時号給対応表中

を

22 23 23 24 24 24 25 25 26 26 26 27 27 27 以こ 改め る。	57 57 58 58 58 58 59 59 59 60 60 60 61	45 46 47 VC, 54 55 56 57 57 57 58 58 58 58 59 59 60 60 60 61 61 62 62 62 63 54 55 55 56 57 57 57 59 59 59 59 59 59 59 59 59 59	25 26 26 27 27 28 28 29 29 30 30 31 31 31 12 12 43 44 45 45 46 46 47 47 47 48 48 44 44 44 44 44 44 44 44	別表第七の研究職給料表昇格時号給対応表中 26 27 28 29 29 30 30 31 31 31 31 31 31	58 59 59 60 を 49 50 50 51 51 52 52 52 53 54 54 55 55 56 56 57 58 59 だなめる。	48 41 42 42 43 43 43 44 44 44 45 46 46 47 47 17 10 10 10 10 10 10 10 10 1
別表第七の二の警察職給料表降格時号給対応表中 6060 を 6061 に改める。	86 88 90 92 を 59 62 65 65 68 70 72 74 76 78 80 82 84 86 88 90 92 93 93 93	別表第七の二の行政職給料表降格時号給対応表中 58 60 62 64 66 68 70 72 74 76 78 80 82 84	45 45 46 *を 37 38 38 39 39 40 40 41 41 41 42 42 43 43 44 44 45 45 46	別表第七の医療職給料表□昇格時号給対応表中 38 39 40 41 41 42 42 43 43 43 44 44 44	32 を	別表第七の医療職給料表()昇格時号給対応表中 28 28 29 29 29 30 30 30 31 31 31

	. ,	12/110日 並	r E 口	14 4/14 514	7717000	<u> </u>	
		76		68		改 69	
	딘	78	돼	69	돼	改 <u>69</u> め に、	딘
	表	80	表	70	表	る。に、	表
	別表第七の二の研究職給料表降格時号給対応表中	82	別表第七の二の教育職給料表□降格時号給対応表中	70 71	別表第七の二の教育職給料表○降格時号給対応表中	0	別表第七の二の海事職給料表降格時号給対応表中
	七	84	Ł	L 10	Ł		七
	<i>Ø</i>)	86	<i>Ø)</i>	ĸ	<i>Ø</i>)	38 40	<i>0</i>)
	$\overrightarrow{\Phi}$	を	$\overrightarrow{\phi}$	_	$\overrightarrow{\phi}$	40	$\overrightarrow{\Phi}$
	祈		教	81	教	44	海
	究	51	育	82	育	46 48	事
	職	54	職	83 84	職	48	職
	給	57	給	86	給	50	給
	科表	60 62	科表	86 88 90 92 95 98	科表	53 56	科 実
	降	64	(=)	90	(—)	59	降
	格	66	降	92	降	62	格
	時	66 68 70 72	格	93	格	64	時
	号	70	時	101	時	66	号
	妈	72	亏 必		亏 ം	68	料
	点	76	≯ ∤	を	料	を	点
	表	78	泛	00	泛		表
	中	74 76 78 80 82	表	82 84	表	39	中
		82	中	86	中	42	
-	53	84 85	50	1 88	58	45	52 56
	54 55	86	52	90	60	48 50	60
	56	86 87	54	88 90 92 94	62	52	64
	59		54 56	94	64	54	66
	62	に改める。	59 62 65 68	96 98	66	56	68
L	65	改	62	100	68	59 62	を
	を	α) 2	68	102	70	65	~
		%	69	L 10	を	68	53
	54		70	に		69	58
	56		71	め	59	69	63
	58 60		70 71 72 74	に 改 め る。	62		68
	60		74	0	65	VC	69
1							
	<u> </u>	72		65		<u></u> を	62
	<u> </u>	72 74				を 	64
7/4	<u> </u>	72 74 76				102	62 64 66
附	<u> </u>	72 74 76 78			別表第	102 104	64 66
	<u> </u>	76 78			別表第七の	102 104 106	64
M 則	<u> </u>	76 78		65 に 改 め る。	別表第七の二	102 104 106 108	64 66
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の		別表第七の二の	102 104 106 108 111 114	64 66
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の		別表第七の二の医	102 104 106 108 111 114 117	64 66
	別表第七の二の	76 78	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120	85 86 87 88
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120	85 86 87 88 90
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120 121 121	85 86 87 88 90 92
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120 121 121	85 86 87 88 90
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120	85 86 87 88 90 92 94
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120 121 121	85 86 87 88 90 92 94
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121	85 86 87 88 90 92 94
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121	85 86 87 88 90 92 94 \$86 88
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121	85 86 87 88 90 92 94 \$86 88 90
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121 60 62 64 67	85 85 86 87 88 90 92 94 \$\tilde{\pi}\$
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121 60 62 64 67	85 85 86 87 88 90 92 94 \$\tilde{\pi}\$
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の			102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 58 60 62 64 67 70 73	85 86 87 88 90 92 94 \$8 88 90 92 94
	<u> </u>	76 78 に 改め				102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121 60 62 64 67	85 86 87 88 90 92 94 \$6 88 90 92 94 \$7 \$8 90 92 94 \$7 \$8 90 92 94 \$7 \$8 90 90 90 91 92 94 95 96 97 98 98 99 90 90 90 90 90 90 90 90 90
	別表第七の二の医療職給料表三降格時号給対応表中	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中		別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 58 60 62 64 67 70 73	85 86 87 88 90 92 94 \$6 88 90 92 94 \$7 \$8 90 92 94 \$7 \$8 90 92 94 \$7 \$8 90 90 90 91 92 94 95 96 97 98 98 99 90 90 90 90 90 90 90 90 90
	別表第七の二の	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 65 66		医療職給料表①降格時号給対応表中	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121 121	85 86 87 88 90 92 94 \$6 88 90 92 94 \$7 \$8 88 90 92 94 \$7 \$8 \$8 \$8 \$8 \$9 \$9 \$1 \$2 \$3 \$4 \$4 \$5 \$6 \$7 \$8 \$8 \$8 \$8 \$8 \$8 \$8 \$8 \$8 \$8
	別表第七の二の医療職給料表三降格時号給対応表中 2426	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 656667		医療職給料表①降格時号給対応表中 50 52	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 \$\z_{\sigma}\$ 60 62 64 67 70 73 \$\z_{\sigma}\$ 59 62	85 86 87 88 90 92 94 \$6 88 90 92 94 \$7 \$8 \$8 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9
	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 24	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 6566768		医療職給料表①降格時号給対応表中 50 52 56	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 58 60 62 64 67 70 73 59 62 65	85 85 86 87 88 90 92 94 \$6 88 90 92 94 \$7 \$8 \$8 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$1 \$1 \$1 \$1 \$1 \$1 \$1 \$1 \$1 \$1
	別表第七の二の医療職給料表三降格時号給対応表中 2426 を	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 65667871		医療職給料表()降格時号給対応表中 5025660	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 58 60 62 64 67 70 73 59 62 65 68 70	85 85 86 87 88 90 92 94 \$6 88 90 92 94 \$7 \$8 \$8 90 92 94 \$7 \$8 \$8 \$8 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9
	別表第七の二の医療職給料表三降格時号給対応表中 2426 を 25	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 656 678 71		医療職給料表①降格時号給対応表中 50 52 56	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121 121	85 85 86 87 88 90 92 94 \$6 88 90 92 94 \$7 \$8 \$8 90 92 94 \$7 \$8 \$8 \$8 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9
	別表第七の二の医療職給料表三降格時号給対応表中 2426 を	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 65667871		医療職給料表 () 降格時号給対応表中 50 52 56 60 64	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 58 60 62 64 67 70 73 59 62 65 68 70	85 85 86 87 88 90 92 94 \$\frac{\$\\$8}{\$\\$8}\$ 90 92 94 \$\frac{\$\\$9}{\$\\$9}\$ 92 93 94 95 \$\frac{\$\\$0}{\$\\$101}\$ 102 103 104 107
	別表第七の二の医療職給料表三降格時号給対応表中 2426 を 2526	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 65 66 71 77		医療職給料表 () 降格時号給対応表中 50 52 56 60 64 を	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121 121	85 86 87 88 90 92 94 \$\\$\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau
	別表第七の二の医療職給料表三降格時号給対応表中 2426 を 2526	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 65 66 71 74 77 を 65 66 67 68 71 74 77 を		医療職給料表①降格時号給対応表中 50 52 56 60 52	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121 121	85 86 87 88 90 92 94 \$\frac{\pi}{\pi}\$ 86 88 90 92 94 \$\frac{\pi}{\pi}\$ \$\pi
	別表第七の二の医療職給料表三降格時号給対応表中 2426 を 2526	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 6566 67 68 71 44 77 を 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 67 66 66 67 68 71 67 68 71 67 67 68 71 67 68 71 67 68 71 67 67 68 71 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67		医療職給料表①降格時号給対応表中 50 52 56 60 64 を 52 56 56 60 64 を 52 60 60 64 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121 121	85 86 87 88 90 92 94 \$\frac{\pi}{\pi}\$ 86 88 90 92 94 \$\frac{\pi}{\pi}\$ \$\pi
	別表第七の二の医療職給料表三降格時号給対応表中 2426 を 25	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 656 67 68 71 74 77 を 66 68 68 68 68 68 68 68		医療職給料表()降格時号給対応表中 50 52 56 60 64 を 52 56 59	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121 121	85 86 87 88 90 92 94 \$\\$\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau
	別表第七の二の医療職給料表三降格時号給対応表中 2426 を 2526	76 78 に 改め	別表第七の二の医療職給料表□降格時号給対応表中 6566 67 68 71 44 77 を 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 66 66 67 68 71 67 66 66 67 68 71 67 68 71 67 67 68 71 67 68 71 67 68 71 67 67 68 71 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67		医療職給料表①降格時号給対応表中 50 52 56 60 64 を 52 56 56 60 64 を 52 60 60 64 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 121 121 121 121 121	85 86 87 88 90 92 94 \$\frac{\pi}{\pi}\$ 86 88 90 92 94 \$\frac{\pi}{\pi}\$ \$\pi

1

昇格、 この規則は、 年四月一日から適用する 昇給等の基準) 公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―三九 (次項において「改正後の規則」という。) の規定は、 (初任給、 令 和

2 表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調 定による号給が改正前の人事委員会規則七―三九 かわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。 整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規 (この項において「改正前の規則」という。) の規定による号給に達しない職員 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料 当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にか (初任給、昇格、昇給等の基準)

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表 適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異 承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の の日における号給については、なお従前の例によることができる 調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の 適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給

公布する。 人事委員会規則七─八○(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに

令和四年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 奥 栄

人事委員会規則七─八○(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八〇 (期末手当及び勤勉手当) の一部を次のように改正

の百八以上百分の百十九」に、 百分の二百四十」に改め、同項第二号中「百分の九十八以上百分の百九」を「百分 百分の二百」に、 第十四条第一項第一号中「百分の百九以上百分の百八十」を「百分の百十九以上 「百分の百三十三以上百分の二百二十」を 「百分の百十九以上百分の百三十三」を「百分の百 「百分の百四十三以上

> 九」を「百分の八十九」に、 二十九以上百分の百四十三」に改め、同項第三号中「百分の八十七」を「百分の九 「百分の百七」を「百分の百十七」に改め、同項第四号中「百分の七十 「百分の九十八」を「百分の百八」に改める。

七・五」に、 十五・五」に改める。 「百分の四十・五」を「百分の四十五・五」に、 第十四条の二第一項第一号及び第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十 「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改め、 「百分の五十・五」を「百分の五 同項第三号中

第二条 人事委員会規則七一八○の一部を次のように改正する

中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。 任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第三号 第五条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改 第三条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、 一再

める。

用短時間勤務職員」に改め、 分の百十四以上百分の百九十」に、 三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、 条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二条の四第 三」に改める。 第四号中「百分の八十九」を「百分の八十四」に、 十七」を「百分の九十二」に、 十三」を「百分の百二十四以上百分の百三十八」に改め、同項第三号中 百十九」を「百分の百三以上百分の百十四」に、 分の百三十八以上百分の二百三十」に改め、 第十四条第一項中「第二十八条の四第一 同項第一号中「百分の百十九以上百分の二百」を「百 「百分の百十七」を「百分の百十二」に改め、 「百分の百四十三以上百分の二百四十」を「百 項、 同項第二号中「百分の百八以上百分の 第二十八条の五第一項又は第二十八 「百分の百二十九以上百分の百四 「再任用職員」を「定年前再任 「百分の百八」を 「百分の百 「百分の九

の五十七・五」を「百分の五十五」に改め、同項第三号中「百分の四十五・五」を め、同項第一号及び第二号中「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に、 「百分の四十三」に、 第十四条の二第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改 「百分の五十五・五」を「百分の五十三」に改める。

施行期日等

1

日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、 令和五年四月

の規定は、令和四年十二月一日から適用する。 2 第一条の規定による改正後の人事委員会規則七一八〇(期末手当及び勤勉手当)

(暫定再任用職員に関する経過措置)

の規則第十四条第一項及び第十四条の二第一項の規定を適用する。

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号